

<通帳>

平成 29 年 8 月
大正銀行

重大な過失または過失となりうる場合

1. 重大な過失となりうる場合

重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合で、典型的な事例は以下の通りです。

- (1) 他人に通帳等を渡した場合
- (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他 (1) 及び (2) と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記 (1) 及び (2) については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務として通帳を預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対してこれらを渡した場合等、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 過失となりうる場合

過失となりうる場合の事例は以下の通りです。

- (1) 通帳等を他人の目につきやすい場所に放置する等、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳等とともに保管していた場合
- (4) その他 (1) から (3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上